別表第一第四十号中「蒸りゆう施設」を「蒸留施設」に改め、同表第四十五号中「フルフラール蒸りゆう施設」を「フルフラール蒸留施設」に改め、同表第五十一号ロ中「原油常圧蒸りゆう施設」を「原油常圧蒸留施設」に改め、同表第六十六号の七を同表第六十六号の八とし、同表第六十六号の六を同表第六十六号の七とし、同表第六十六号の五中「第六十六号の七」を「第六十六号の八」に改め、同号を第六十六号の六とし、同表第六十六号の四を同表第六十六号の五とし、同表第六十六号の三を同表第六十六号の四とし、同表第六十六号の二ロ中「洗たく施設」を「洗濯施設」に改め、同号を同表第六十六号の三とし、同表第六十六号の次に次の一号を加える。

六十六の二　エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）

別表第一第六十七号中「洗たく業」を「洗濯業」に改める。

別表第三第三十四号中「別表第一第六十六号の二」を「別表第一第六十六号の三」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

（下水道法施行令の一部改正）

2　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「別表第一第六十六号の二」を「別表第一第六十六号の三」に改める。

第九条の七第一号中「別表第一第六十六号の三から第六十六号の七まで」を「別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

3　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

別表第五の六の項中「第六十六号の二ハ」を「第六十六号の三ハ」に改める。

国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

下水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月二十三日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十八号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項及び第二項並びに第十二条の九第一項（これらの規定を同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第三号中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第九条の四第一項中「第三十二号」を「第三十三号」に、「第三十三号」を「第三十四号」に改め、第三十三号を第三十四号とし、第二十七号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　一・四―ジオキサン　一リットルにつき〇・五ミリグラム以下

第九条の四第三項中「第一項第三十三号」を「第一項第三十四号」に改める。

第九条の九第一号及び第三号中「に掲げる物質」を「若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シス―一・二―ジクロロエチレンに限る。）」に改める。

第九条の十第二号及び第三号並びに第十二条第二項中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月二十三日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百四十九号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法第五条第一項に規定する所得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。）につき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による免除を受けた者に係るものに限る。）の額を計算する場合における児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第三条の規定の適用については、同条第二項中「掲げる控除」とあるのは「掲げる控除又は免除」と、「四　地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除　二十七万円」とあるのは「四　地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除　二十七万円　五　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第四十九号）第二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による免除　当該免除に係る所得の額」とする。

附　則

この政令は、平成二十四年六月一日から施行し、平成二十三年以後の児童手当法第五条第一項に規定する所得の額の算定について適用する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

告　示

○金融庁告示第四十六号

プルデンシャル・ファイナンシャル・インコーポレーティッドが、平成二十四年一月一日付でＡＩＧエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりプルデンシャル・ファイナンシャル・インコーポレーティッドの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

○金融庁告示第四十七号

プルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッドが、平成二十四年一月一日付でＡＩＧエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりプルデンシャル・インターナショナル・インシュアランス・ホールディング・リミテッドの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

○金融庁告示第四十八号

ジブラルタ生命保険株式会社が、平成二十四年一月一日付でＡＩＧエジソン生命保険株式会社及びエイアイジー・スター生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりジブラルタ生命保険株式会社の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎